

パブリック・コメント回答

ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)について

2023 年 1 月 27 日

本回答書に含まれる情報は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、いかなる事項についても法的助言として解釈されるべきではありません。明示的に別段の定めがある場合を除き、本回答書で表明された意見、提言、所見、解釈および結論は、PRI Association のものであり、必ずしも本回答書の寄稿者または Principles for Responsible Investment の署名機関（個別機関または全体）の見解を示すものではありません。

本回答書の執筆にあたり我々は、PRI Japan Regional Policy Reference Group (Japan RPRG) と草案内容を共有し、諮問を行いました。なお、あくまでも本諮問はコメントを求めたものであり、本回答書の公表に伴い RPRG がその内容に賛同や承認を示している事を意味しません。

はじめに

責任投資原則(PRI)は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6つの責任投資原則の実施に向けて取り組んでいます。PRIの目標は、環境・社会・ガバナンス(ESG)課題の投資への影響に関する理解を深め、署名機関がこれらの課題を投資意思決定に取り入れることを支援することです。PRIは、署名機関、署名機関が活動する金融市場および経済、そして最終的には環境と社会全体の長期的な利益のために活動しています。

6つの責任投資原則は、ESG課題を投資活動に取り入れるための様々な可能性を提供する、自主的かつ意欲的な投資原則です。本原則は、投資家による、投資家のためのものです。署名機関は、これらの原則を実施することにより、より持続可能なグローバル金融システムの構築に貢献しています。

PRIは、署名機関の見解及びエビデンス・ベースの調査に基づいて、政策分析及び提言を作成しています。この度は、金融庁のESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(以下「監督指針改正案」)に対する意見募集に回答する機会を歓迎します。

本意見募集について

2022年12月19日、監督局証券課資産運用モニタリング室が [ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)](#) を公表しました。今般の監督指針改正案は、2022年5月に公表された報告書 [資産運用業高度化プログレスレポート2022](#) に基づいて作成されています。同プログレスレポートには、金融庁が225本のESG関連公募投資信託を対象に行った調査の結果、並びにその結果をもとに作成した「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」が含まれています。

詳しくは、以下担当者まで。

ダニエル・ワイズマン

アジア太平洋地区(APAC)ポリシー・ヘッド

Daniel.Wiseman@unpri.org

大崎一磨

シニア・ポリシー・アナリスト(日本)

Kazuma.Osaki@unpri.org

PRI ポジションと主な提言

PRI は、ESG を謳った公募投資信託における「グリーンウォッシュ」の懸念に対処する金融庁の取り組みを支持します。今般のような政策は、公募投資信託の特性や戦略について適切な情報を投資家に提供するために必要な市場規律に貢献するものです。日本の責任投資市場の信頼性を確保し、より持続可能な経済モデルへの移行を可能にする重要な一歩となり得ます。監督指針改正案がグリーンウォッシュの懸念によりよく対応できるよう、PRI より以下を提言します。

- 投資信託委託会社やその他の市場参加者が、監督指針の適用範囲や適切な対応方法を明確に理解できるよう、金融庁が「グリーンウォッシング」や「ESG 投資信託」といった重要な概念の明確化を検討することを提言します
- 国際的な整合性並びにインターオペラビリティを確保できるよう、金融庁が投資家の ESG 開示やグリーンウォッシュ防止策に関する世界の動向に留意することを提言します
- 本監督指針案の開示に関する要件を強化するために、金融庁がサステナビリティ目的、用語の定義、そして情報源に関する個別の開示項目を追加することを提言します
- 金融庁がスチュワードシップコードや ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範を始めとする様々なサステナブル投資関連政策の連動性を高めることを提言します
- 金融庁が本監督指針の定期的なレビューにコミットすることを提言します
- ESG 投信に関連する政策がリテール投資に関連する政策と整合性が取れるよう、金融庁が顧客本位タスクフォースでも同様の検討を行うことを提言します

監督指針案に関連するこれらの主要な提言に加え、PRI は、より一般的に、日本における責任投資と持続可能な金融の発展を支援するため、金融庁がより幅広い改革の機会を将来にわたって検討することを提言します。これには以下が含まれます。

- 金融庁は、他の関連する省庁と協力し、[Legal Framework for Impact](#) 報告書¹で提案されている政策手段例のように、すべての種類の投資家が意思決定において ESG 関連のリスク及びインパクトを考慮する義務があることを明確にすることが望まれます。
- 金融庁は、他の関連する省庁と協力し、投資家がガバナンス、リスク管理、投資プロセスにおいて ESG 関連リスクやインパクトを考慮しているかどうか、また、どのように考慮しているかを開示するよう求めることが望まれます。このような開示要件は、投資機関と投資商品の両方のレベルで適用されるべきであると考えられます。
- 投資家がサステナビリティのリスク及びインパクトを考慮した意思決定をより良く行うために、またグローバルな市場や政策の進展と整合性を取るために、金融庁は、強固で科学的なサステナブル金

¹ PRI (2022 年 5 月) [Reflecting on the discussion: Investing for sustainability impact in Japan](#)

融分類法(タクソノミー)のような政策ツールの開発を検討することが望まれます。このようなタクソノミーが適切に設計・導入され、企業や投資家の開示要件と連動すれば、投資家によるサステナビリティに関連する主張をより効率的に立証することに役立ち、責任ある投資慣行の信頼性を市場で築くのに役立つと思われます。

詳細な回答

提言 1. 投資信託委託会社やその他の市場参加者が、監督指針の適用範囲や適切な対応方法を明確に理解できるよう、金融庁が「グリーンウォッシング」や「ESG 投資信託」といった重要な概念の明確化を検討することを提言します

PRI は、ESG 関連公募投信の開示と取り組みの規制に関するガイダンスを提供するという監督指針改正案の基本的な原則を支持します。本政策は、特定の投資商品が ESG 関連のリスクやインパクトを考慮しているか、またどのように考慮しているかについて、投資家や市場参加者に明確で一貫性のある情報を提供することによって有益なものとなることを期待できます。適切に実施されれば、個人投資家と機関投資家の両方が、ESG 関連の目的や信念と整合する商品をより良く識別するのに役立ち、グリーンウォッシングのリスクを軽減することができます。

しかしながら、現状の監督指針改正案では、「グリーンウォッシング」の概念に関する十分な背景情報（コンテキスト）が提供されておらず、本指針の対象となる「ESG 投信の範囲」も十分に定義されていません。現状のままですと、市場参加者に混乱を招き、改正案の意図が損なわれることが懸念されます。

なお PRI は、報告書 [資産運用業高度化プロGRESSレポート 2022](#) において、金融庁が本改正案の背景について情報のある程度提供していることは認識しています。しかしながら全体として金融庁の目的を達成するためには、さらなる明確化が有益であると考えています。これらの課題を解決するために、「グリーンウォッシング」及び「ESG 投信の範囲」という 2 つの重要な概念について、金融庁が自らの理解を明確にするためにさらなる説明を行うことを提言します。これらの概念は、まだ国際的にも明確に定義されていません。そのため、監督指針改正案に以下提言内容を直接盛り込むことが望ましくない場合は、監督指針改正案に関する補足ガイダンスの発行やプロGRESSレポートの更新版の発行なども有効な媒体であると考えます。

グリーンウォッシング

監督指針改正案の「(1) 意義」において、金融庁は本監督指針改正案が認識している主要な懸念事項として「グリーンウォッシング問題」をあげています。しかしながらグリーンウォッシングは、複雑な問題であり、具体的にどういった慣行や開示が誤解を招く訴求に該当するのかについて、市場全体の合意はまだ得られていません。金融庁が、監督指針改正案の(1) 背景において、あるいは追加の補足ガイダンスの中で、グリーンウォッシングと解釈される可能性のある行為についてガイダンスを示すことは、全てのステークホルダーにとって有益であることが期待されます。

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、報告書 [Recommendations on Sustainability Related Practices, Policies, Procedures and Disclosure in Asset Management](#) の中でグリーンウォッシングを「サステナビリティ関連業務や投資商品のサステナビリティ関連の特徴を偽って表示する行為を指す」と定義しています。「グリーン」であることをマーケティングにおいて利用するために、一部の投資信託委託会社は、基本的な投資目的や戦略に必要な変更を加えることなく、欺瞞的な方法で商品がサステナブルであることを謳うことがあ

ります。IOSCO はまた、グリーンウォッシングへの取り組みにおいて、強固なグローバル・ベースラインを構築することを目的とした Call for Action² を発表しました。

加えて PRI は金融庁に対し、他の規制機関(特に [IOSCO](#))がこの課題をどのように概念化しているかを確認し、金融庁自らの意図する定義がこれらとどのように整合しているかを精査することを提言します。また、規制当局が投資信託委託会社が投信の戦略や目的を偽って説明し、その結果、投資家の実態が伴わない ESG 要素やサステナビリティに焦点をあてた投信を購入するようミスリードする可能性についてガイダンスしている代表例としてオーストラリア証券投資委員会が最近公表したガイダンス³を参照することも望まれます。

IOSCO が Call for Action で重要視しているように、「グリーンウォッシングは、インベストメントバリューチェーン全体で発生し、市場参加者(発行体、資産運用会社、フィナンシャル・アドバイザー、ESG 格付け機関や ESG データプロバイダーなど)がこの行動に関与する可能性があります」。我々は、今般対象となっている監督指針改正案が、主に公募投信に適用されることに留意しています。しかしながら、グリーンウォッシングや金融商品のサステナビリティに関する虚偽表示は、インベストメントバリューチェーン全体で発生し得る問題です。そのため、本監督指針で指摘した期待事項は、インベストメントバリューチェーン全体に関わる実務や関係者に適用できることを、金融庁が「(1)意義」で明示することを提言します。

「ESG 投信の範囲」の定義づけ

監督指針改正案は、仕組みとして ESG 投信とそうでないものを区別し、それぞれに適用される原則的な要件を示していると PRI は認識しています。本監督指針改正案では、ESG 投信を「ESG を投資対象選定の主要な要素としており」、かつ「交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、その旨を記載しているもの」と定義されています。この比較的曖昧な定義は、実務的に標準化されていない現段階の ESG 市場において、実務者がより適切な判断をする余地を与える一方で、定義が明確でないが故に生じる混乱を招きやすい可能性があります。また、「ESG(要素)」が未定義であることも懸念点としてあげられ、同様に明確化することが有益であると考えられます。

責任投資戦略の種類は複雑で絶えず進化しています。様々な種類の ESG 戦略と各戦略に関連する課題や本監督指針改正案との関連性に関する金融庁の認識を明確にすることは、実務者をサポートするうえで有益であると考えられます。その際金融庁は、PRI⁴ や Global Sustainable Investment Alliance⁵ などが提唱している責任投資のカテゴリーを参照することが望まれます。例えば、ESG 要素のポジティブ・スクリーニングに基づいて投資対象資産を構成する ESG 投信、金融庁が定義する「ESG 投信の範囲」のニュアンスに近いですが、ESG インテグレーション戦略を採用しているファンドは、ESG がファンドにとってどの程度「主要」であるかを見極めにくいグレーゾーンに属するかもしれません。ESG 要素のネガティブ・スクリーニングに基

² The International Organisation of Securities Commissions (November 2022), [IOSCO Good Sustainable Finance Practices for Financial Markets Voluntary Standard Setting Bodies and Industry Associations: Call for Action](#)

³ The Australian Securities Commission (June 2022), [How to avoid greenwashing when offering or promoting sustainability-related products | ASIC - Australian Securities and Investments Commission](#).

⁴ PRI, [Reporting Framework Glossary](#)

⁵ Global Sustainable Investment Alliance (2020) [Global Sustainable Investment Review 2020](#)

づいて投資対象資産を構成する ESG 投信は、ESG が資産選別にポジティブに影響しないため ESG が「主要な要素」であると考えにくいかもしれません。英国金融行為規制機構 (FCA) は、[Sustainability Disclosure Requirements \(SDR\) and investment labels consultation paper](#) において実務者の理解を支援するために、一般的に認識されている責任投資の種類を紹介し、全て規制対象となり得ることを明示しています。

「ESG 投信の範囲」をより明確にするうえで、既存の定義で言及している概念を定義することは、一つ重要な要素であると考えられます。例えば、投信の名称や愛称の概念は、既存の定義では扱われていませんが、ESG 以外の投資信託の要件である「(3)開示」の項目で言及されています。このため、ESG を主要な要素として投信に取り込んでいるが、投信の名称に言及されていない場合などは、その取り扱いが不明確な状況が生じてしまいます。前述の通り、「(主要な要素としての) ESG」もまだ明確に定義された概念ではないため、本監督指針の適用可否の判断に大きく影響すると思われます。

提言 2. 国際的な整合性並びにインターオペラビリティを確保できるよう、金融庁が投資家の ESG 開示やグリーンウォッシュ防止策に関する世界の動向に留意することを提言します

ESG 関連の投資家開示をめぐる世界的な動きは急速に進展しており、様々な法域や地域における ESG 関連の名称や取り組みの基準に関するフレームワークが増えています。これらの政策や取り組みにおける国際的な市場の分断を懸念し、共通項を見出すための国際的な動きが発展しています。

金融機関 70 社を対象とした国際金融研究所 (IIF) 欧州銀行連盟の世界気候金融調査では、⁶ 65% の金融機関が「グリーン」規制市場の断片化が大きな障害であり、サステナブルな金融市場に重大な影響を及ぼすと回答しています。ESG 開示に関する各国・地域の規則が増加し、市場参加者にとって複雑で断片的な環境になっているため金融庁が国際協調の動きに参加することはとても重要です。これは、様々な情報源からの情報を集約し、異なる法域間で関連する要求事項を整合させ、サステナブルな金融システムへの移行を実現すると考えられます。金融庁は、国際的な規制当局や以下のようなイニシアチブが主導する協調努力を参照、もしくはそれらに直接関与することが望まれます。

- CFA (Chartered Financial Analyst) 協会: 投資商品の ESG 関連の特徴に関する透明性を確保することを目的に、投資商品レベルの透明性と開示事項の一貫性に関する国際的な情報開示基準を発行しています。⁷
- IIF サステナブル・ファイナンス・ワーキング・グループ (SFWG): サステナビリティ関連投資商品の開発を妨げる可能性のあるサステナビリティ投資用語の乱立・混乱の原因に関する報告書を発行しています。⁸

⁶ The Institute of International Finance (IIF) and European Banking Federation (January 28, 2020), [Global Climate Finance Survey: A Look At How Financial Firms Are Approaching Climate Risk Analysis, Measurement, and Disclosure](#).

⁷ The Chartered Financial Analyst Institute (May 2021), [Global ESG Disclosures Standards for Investment Products](#)

⁸ The IIF Sustainable Finance Working Group (October 2019), [The Case for Simplifying Sustainable Investment Terminology](#)

- 持続可能な金融に関する国際的なプラットフォーム(IPSF):民間資金を環境的に持続可能な社会への移行に動かすことを目的とした幅広い提言を行っています。⁹
- 証券監督者国際機構(IOSCO):金融市場で活動するすべての自主基準設定団体と業界団体に対し、グリーンウォッシングのリスクに対応するため、参加機関において優良事例を推進するよう呼びかけました。¹⁰

また、他の法域の規制当局がとっているアプローチにも留意することが望まれます。これは、第一に、上記提言で言及したように、複雑な課題の整理や定義付けに関して、より良い情報発信の方法を特定することが成果として期待できます。また、監督指針改正案の意図に沿った市場における規律や遵守を確保するためのより良いアプローチを確認することもできるかもしれません。PRIは、金融庁がESG投信の監督に関して、実務者と金融庁の双方がルールではなく原則的な定義に沿って微妙な判断を下せるようにすることで、市場の成熟度に比例する規制環境を構築ことを優先していると理解しています。しかし我々は、特に投信のラベルや名前が関与する場合、明確な境界を設定しルールベースとなっている他の法域でのアプローチも独自の利点があると認識しています。

第二に、投資商品関連規則のインターオペラビリティは、グローバル化が進む市場に利益をもたらすことが期待できます。特に、国内フレームワーク間の整合性に寄与するため、金融庁は、採用する用語や定義における整合性の可能性に特に注意を払う必要があります。そのため、我々は、他の法域で実施されている以下のような政策的な取り組みに留意することを提言します。

- 欧州証券市場庁(ESMA)は、サステナビリティリスク管理及び開示に関する監督上のブリーフィングを発表した。これは、持続可能性金融開示規則(SFDR)と並んで、サステナビリティ関連の主張を行う投資商品の規制と監督を強化することを目的としています。¹¹
- 英国金融行為規制機構(FCA)は現在、投資商品に関するサステナビリティ関連の誇張や誤解を招く表現に対処するための政策案に関するコンサルテーションを行っています。¹²
- 米国証券取引委員会(SEC)は、投資家に誤解を与える可能性のあるファンド名に関する新しい規則案に関するパブリックコンサルテーションを開催し、ESG用語に関する専用の項目の追加を検討しています。¹³

⁹ The International Platform on Sustainable Finance (August 2022), [International Platform on Sustainable Finance | European Commission \(europa.eu\)](https://www.ipsf.eu/).

¹⁰ The Financial Conduct Authority (October 2022), [Sustainability Disclosure Requirements \(SDR\) and investment labels – Consultation Paper](#)

¹¹ European Securities and Markets Authority (May 2022), [Supervisory briefing – Sustainability risks and disclosures in the area of investment management](#)

¹² The Financial Conduct Authority (October 2022), [Sustainability Disclosure Requirements \(SDR\) and investment labels – Consultation Paper](#)

¹³ The US Securities and Exchange Commission (May 2022), [File No. S7-16-22](#)

提言 3. 本監督指針案の開示に関する要件を強化するために、金融庁がサステナビリティ目的、用語の定義、そして情報源に関する個別の開示項目を追加することを提言します

投資戦略におけるサステナビリティ目的

我々は、金融庁の投資戦略に関する開示要求が、一般的にこのような投資商品に関するフレームワークや政策が扱っているほとんどの項目をカバーする包括的なものであると認識しています。しかし、実務者が ESG アプローチの目的や目標について十分な説明を行うには、開示の要求事項案が不十分である可能性があることに課題を認識しています。

例えば、「ESG の総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となる ESG の具体的内容」の開示要件は、「どの」ESG 要素を「どのように」考慮されるかを扱っていると思われますが、必ずしも「なぜ」ESG を主要な要素として認識しているのかを表しているわけではありません。サステナビリティ・インパクトの創出を目的とする ESG 投信に対して、そのインパクトの目的を記述することを求めることは、この「意図性」に関する開示要件をカバーしていますが、本監督指針に該当する ESG 投信の一部（インパクトを追求する商品）に限定されています。

IOSCO の Call for Action で提供されているグッドプラクティスは、「投資目的の開示」と「投資戦略の開示」を独立した開示項目として扱う形で「意図性」に関する開示要件を明確にしています。IOSCO は、投資目的は、特に、商品独自のサステナビリティに関連する投資目的に寄与する商品の基本的な性質または特徴に関して、明確であるべきと指摘しています。金融庁は、同様に、「投資戦略」の前に、サステナビリティに関連する投資目的の意図性を扱う項目を導入することが望まれます。

このような要件は、サステナビリティに関連する投資戦略の様々な認識されたカテゴリーを紹介することで更にわかりやすく説明できると考えられます。例えば、PRI や GSIA が提案する分類は、効果的な参照点となり得ます。また、金融庁は、英国 FCA が提案するサステナビリティ関連投資商品ラベルの 3 つのカテゴリーを参考に、商品を意図的な性質の違いに応じて分類することも検討すると良いかもしれません。

用語の定義

本監督指針改正案では、「サステナブル」、「トランジション」、「インパクト」といった重要な概念・用語の定義や区別を行っていません。金融庁は、投資戦略の開示要件に準拠する際に、投資信託の運用会社が自らこうした用語を使用する際にそれらが意味するところを明確に説明することを期待していると推測されます。しかし、ネーミングやラベルに関する規制を導入しない場合は、誤解を最小限に抑えるために投資信託委託会社が責任投資関連の標榜を行う際に、使用する主要な ESG 関連用語について定義説明を行うことを明示的に要件として記載することを提言します。

情報源

PRI は、金融庁が「投資戦略」の項目、特に「投資プロセスにおいて主要な ESG 要素がどのように考慮されているか」に関連して、幅広い開示項目を包含することを意図していると認識しています。しかし我々は、金融庁が、ESG 要素を考慮するために利用する情報源について、独立した要件で述べていないことが懸念に値する可能性があることを認識しています。

例えば、IOSCO の Call to Action では、投資信託委託会社が ESG 格付けに関する手法の情報を開示することが期待されている場合、情報源について言及する必要があると明示されています。IOSCO はさらに詳しい説明として、使用した情報の適時性、情報が推定値で満たされているか、もしそうなら、その推定値を導き出す方法など、きめ細かい開示項目を提唱しています。

CFA 協会の報告書 [Global ESG Disclosure Standards for Investment Products](#) も同様に、投資プロセスやスチュワードシップ活動で使用している「ESG 情報の種類と情報源」を開示することを独立した開示要件として提案しています。加えて CFA 協会は、ESG 情報に関して 3 つの補足開示項目を提案しています：① ESG 情報を使用する投資プロセスやスチュワードシップ活動の要素と譲歩の使用法②使用する ESG 情報の種類とその情報源③使用する ESG 情報のリスクと制限、並びにそのリスクと制限の管理方法。

ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範¹⁴ は、ESG 評価及びデータ提供機関に関する同様の懸念に対処していますが、投資信託委託会社についても、運用会社による独自の評価が存在するため、同様の注意を払う必要があります。

提言 4. 金融庁がスチュワードシップコードや ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範を始めとする様々なサステナブル投資関連政策の連動性を高めることを提言します

責任ある機関投資家のための諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）¹⁵ 及び ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範は、本監督指針案に対応する実務者にとって非常に関連性が高い政策文書です。日本版スチュワードシップ・コードでは、2020 年の改訂時点でサステナビリティがスチュワードシップ責任の定義の一部として盛り込まれていることから、監督指針改正案に対応してスチュワードシップ方針を開示するすべての投資信託委託会社にとって関連性のあるフレームワークとなると考えられます。ESG 評価・データ提供機関の利用を伴うリソースやデューデリジェンスに関する情報を開示している運用会社は、既に金融庁の行動規範を支持しているサービスプロバイダーを利用するか、利用している機関に行動規範や同等の開示や取り組みの基準を支持するよう求めるべきであると考えられます。

投資信託委託会社に対しては、様々な方法で監督指針改正案の精神を満たすことができるため、金融庁は制限的なアプローチを望まないかもしれないと認識しています。しかし、金融庁が実務者に対して、金融庁の政策文書を最低限の期待を表すフレームワークとして提供すれば、制限的ではない上に、金融庁の意図がより詳しく伝えられます。特にこの分野に初めて携わる実務家にとっては、金融庁が各文書の内容の中で、様々な政策手段の整合性や関連性をメッセージとして発信することは、効率性やわかりやすさの面で利点が多いと思われます。

¹⁴ 金融庁（2022 年 12 月）[ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範](#)

¹⁵ 金融庁（2020 年 3 月）[責任ある機関投資家のための諸原則](#)

提言 5. 金融庁が本監督指針の定期的なレビューにコミットすることを提言します

本監督指針改定案は、現状、ハイレベルな原則にとどまっており、投資信託委託会社は、この期待にどう応えればよいかを解釈する余地が十分に残されています。金融庁は、監督指針に準拠した投資商品の開示を包括的にレビューすること、すなわち、報告書 [資産運用業高度化プログレスレポート2022](#) の定期的なフォローアップを行うことを約束することが望まれます。これにより、金融庁は、市場規律を確保するために、より明確な情報発信や追加的な規制・説明が有益となり得る箇所をより良く理解することができ、この分野における市場慣行の速い発展ペースに鑑みて適切な証拠に基づくアプローチを行うことが可能となると考えられます。

提言 6. ESG 投信に関連する政策がリテール投資に関連する政策と整合性が取れるよう、金融庁が顧客本位タスクフォースでも同様の検討を行うことを提言します

監督指針の改定案では、その背景として、個人投資家が十分な情報に基づいて投資判断を行うことができるよう、市場規律を確保することを目的としていることが記されています。一方、内閣官房の [資産所得倍増分科会](#) を中心とする日本政府の資産所得倍増政策の柱として、金融庁の顧客本位タスクフォース¹⁶では、受益者の最善の利益や金融商品の顧客本位の透明性・ガバナンスに関連するテーマについて議論が行われています。PRI は、同タスクフォースが「顧客本位の業務遂行に関する原則」の改定を検討していると認識しており、同原則の改定を検討する際に、グリーンウォッシュや投信に関連するサステナビリティ特性の要件を重要なアジェンダとして設定することを提言します。

本回答書の執筆にあたり我々は、日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) と草案内容を共有し、諮問を行いました。

PRI は、サステナブル・ファイナンス及び責任投資に関する公共政策について様々な地域に渡る専門的な経験を有しています。日本の金融市場の特性や状況を把握し、投資商品に関するサステナビリティ情報の開示や取り組みの規制に関して PRI は、金融庁を支援することができます。

質問や感想は、次の宛先にお寄せください: policy@unpri.org.

また詳しくはこちらまで: www.unpri.org

¹⁶ 金融庁 (2022 年 12 月) [金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告](#)